

青少年 ネット安全・安心ガイド

親子で考えるケータイ・スマートフォンの正しい使い方



ケータイ、
スマートフォンは
今や生活する上で
便利な
道具の一つ

**ただし、
使い方を誤ると、
トラブルを招く
こともあります**

保護者のみなさまへ

このリーフレットでは、お子さんが安全に安心してケータイ、スマートフォンを利用するために必要なことを紹介しています。お子さんをトラブルから守るため、ぜひご一読ください。

ネット安全・安心ぎふコンソーシアム

子どもの安全・安心は、 まず、保護者をはじめ大人が守っていくものです

ステップ

1

「実態を知ろう」

青少年に多いインターネットにまつわるトラブル事例

① 出会い系サイト等に係る事件

○高校生のAさんが出会い系サイトで知り合った男性から裸の画像を送るよう要求され、携帯電話で撮影した画像を送ってしまいました。

その後、何度も画像を要求されるようになり、要求を断ると脅迫を受けました。

⇒お子さんに、出会い系サイトを見せないようにしましょう。また、相手に誘われても絶対に会わせないようにしましょう。

最近では、出会い系サイトだけでなく、コミュニティサイトやスマートフォンのアプリを利用した事例も多く起きています。

※18歳未満の子どもでも出会い系サイトに異性との交際を目的とした書き込みをした場合、「出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）」により、処罰の対象になることがあります。



② ネットいじめ（掲示板などへの書き込み）

○中学生のBさんが友人とグループをつくり、アプリを利用し連絡を取り合っていました。ある日、けんかをきっかけにBさんは、掲示板に悪口を書き込まれたり、仲間外れにされました。

⇒お子さんに、情報モラルやインターネットを利用する上でのマナーを身に付けさせることが大切です。誹謗中傷等を書き込むことは相手を不快にさせるだけでなく、法律に触れる恐れもあるので注意が必要です。

また、インターネット上への書き込みは、不特定多数の人から閲覧される恐れがあることや、調べれば誰が書き込みをしたか特定できることを理解する必要があります。



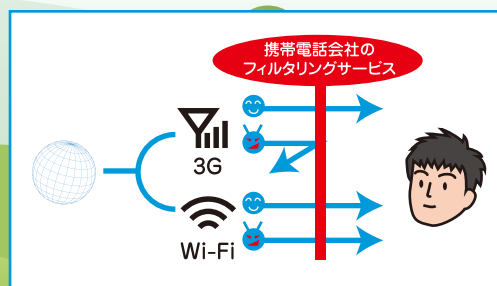
③ スマートフォンによる有害サイトの閲覧

○高校生のCさんは高校入学と同時にスマートフォンを購入してもらいました。購入する際、携帯電話事業者のフィルタリングサービスに加入したため、親は安心し、その後のケータイ利用についてCさん任せにしていました。

ある日、親が、Cさんのスマートフォンを見たところ薬物、暴力、ポルノサイト等の閲覧履歴が残っていました。Cさんに確認したところ、親に黙って閲覧していたことを認めました。

⇒スマートフォンは、従来の携帯電話と異なり携帯電話会社のネットワークからだけでなく、無線LAN（規格名：Wi-Fi）を経由した接続方式からもインターネットに接続できます。

無線LAN経由で接続した場合には、携帯電話事業者のフィルタリングサービスは有効に機能しないため、別途複数の設定が必要となります。



①家庭でのルールづくり

家庭内でルールを作るとともに、保護者の方がお子さんを見守ることが大切です。

ルールづくりのポイント

- 安易に自分の個人情報を変えない、掲載しない
- ネットで知り合った人とは会わない
- ネットいじめをしない、見逃さない
- トラブルにあったらすぐに親に相談する
- 使ってもよい時間、使ってはいけない時間を決める
- 毎月の利用上限額を決める など



②フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の利用

フィルタリングとは、インターネット上の有害なサイトを見られないようにするための設定のことで、お子さんにとって有害なサイトへのアクセスを防ぐためにとても有効な手段です。

携帯電話事業者は、年齢別のフィルタリングや保護者が設定変更できるカスタマイズを提供しており、子どもの発達段階に応じて利用できます。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、18歳未満のお子さんの保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用等により、インターネットの利用を適切に管理するよう努めなければならないと定められています。

③スマートフォンを安全・安心に利用するために

スマートフォンは電話もできる情報端末であり、パソコンに近いものです。使う人が必要なアプリケーションを自由にインストールできるなど非常に便利なものです。

子どもが利用する場合は以下の点について注意しましょう。

(1) フィルタリングの利用について

従来の携帯電話と異なり携帯電話会社のネットワーク（3G回線等）からだけでなく、無線LAN（規格名：Wi-Fi）を経由した接続方式からもインターネットに接続できます。

無線LANを経由した接続方式で有害情報をブロックするためには、

○携帯電話事業者が提供している機能制限アプリで無線LAN接続や、アプリのダウンロード・起動を制限する設定を行う

○無線LANを経由した接続方式でも有効なフィルタリングソフトを利用することが必要になります。

(2) ウイルス対策について

スマートフォンはパソコンと同様にウイルス感染の危険性があります。機種によっては、

○最新のOS（基本ソフト）を使用する

○セキュリティソフトを利用する

○アプリケーションの入手は、携帯電話会社等が安全性の審査を行っているサイトから入手することが必要になります。

(3) 利用料金について

スマートフォンはインターネットの利用に適しており、データ量の大きいコンテンツ（動画、パソコン用ウェブサイトの閲覧等）を利用できることから、従来の携帯電話よりも通信料金が高くなる場合があります。

○携帯電話事業者が提供する「パケット定額サービス」に加入する ※契約時に加入を必須とする事業者もあります
など、利用料金が高額になりすぎないように気を付けましょう。

携帯電話事業者や機種によって設定の仕方が異なります。
詳しくは、購入する際に、携帯電話販売店等にご相談ください。





ラブルに遭ってしまったら…

被害を拡大させないためには下記関係機関に相談するなど、早期に適切な対処をすることが大切です。

関係機関のホームページ・連絡先

■ 誹謗中傷や犯罪などに巻き込まれた…

(犯罪被害の未然防止や安全・平穩に関する相談・要望・意見等)

- 岐阜県警察本部「警察安全相談室」

電話 058-272-9110 (プッシュ回線・携帯電話からは#9110)

- 違法・有害情報相談センター

<http://www.ihaho.jp/>

- 緊急に対応が必要な場合は、警察に「110」番通報

■ 架空請求・悪質商法などの被害を受けた…

- 岐阜県 県民生活相談センター

電話 058-277-1003

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/seikatsu-sodan/>

■ 人権を侵害されたと思われるとき…

- 法務省インターネット人権相談

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

■ 違法・有害情報を通報したい

- インターネット・ホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/>

■ 子どもたちへの指導の資料がほしい…

- 岐阜県総合教育センター情報モラル関係資料

<http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/tyo/newpage1.htm>



ネット安全・安心ぎふコンソーシアムでは、学校・PTA・地域団体等主催のケータイ利用に関する研修会に、講師を無料派遣しています。県民のみなさまからの申し込みをお待ちしています。

1 申込方法

申込用紙に必要事項をご記入のうえ、事務局まで郵送、ファックス又はメールでお申し込みください。

※申込用紙はウェブサイトからダウンロードできます。

2 申込期間

原則として、研修会開催日の1か月半前までにお申し込みください。

3 内容

携帯電話及びインターネットの安全・安心利用に関する1時間程度の研修です。

平日の昼間を原則としますが、やむを得ない場合は休日及び夜間についても対応します。

※日程によっては講師を派遣できない場合があります。

詳しくは、次のサイトをご覧ください。

<http://www.ip.mirai.ne.jp/~g-ikusei/consortium/>

岐阜県環境生活部 男女参画青少年課内

岐阜県青少年育成県民会議

ネット安全・安心ぎふコンソーシアム事務局

T E L 058-272-8238

E-mail g-ikusei@ip.mirai.ne.jp

ぎふコンソーシアム |

検索